

総社市告示第57号

建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により，次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を委任することとした。

平成29年4月1日

総社市長 片岡 聡一

- 1 委任することとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務  
法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
- 2 委任することとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始日  
平成29年4月1日